

国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和 4 年 1 2 月 1 日

提出者 国立市長 永 見 理 夫

(説 明) 地方公務員法の一部改正等に伴い、退職手当の基本額等に係る特例を設けるほか、規定の整備を行うため、条例の一部を改正するものである。

国立市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

国立市職員退職手当支給条例（昭和 4 3 年 6 月国立市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「第 2 8 条の 4 第 1 項、第 2 8 条の 5 第 1 項または第 2 8 条の 6 第 1 項もしくは第 2 項」を「第 2 2 条の 4 第 1 項」に改める。

第 2 条の 2 第 1 項中「次条」を「第 3 条」に改め、「第 5 条の 2」の次に「または第 5 条の 4」を加える。

第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（給料月額の変額改定等以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例）

第 3 条の 2 退職した者の基礎在職期間（第 5 条の 3 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。）のうち規則で定める期間中に、給料月額の変額改定（給料月額の変定をする条例等が制定された場合において、当該条例等による

改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。)その他規則で定める事由以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日(以下「減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、当該改定後の給料月額に相当する規則で定める額とする。ただし、その額が減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(以下「特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が前条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

2 前項の規定により計算した金額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもつてその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 特定減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 特定減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額および退職の日におけるその者の給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第4条第1項中「前条」を「前2条」に、「同条中「給料月額」とあるのは、「給料月額および当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額」を「次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」に改め、同項に次の表を加える。

第 3 条 第 1 項	給料月額	給料月額および退職の日におけるその者の給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
第 3 条 第 2 項	前項	第 4 条 第 1 項の規定により読み替えて適用する前項
	における給料月額	における給料月額および退職の日におけるその者の給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
	当該給料月額	当該退職の日におけるその者の給料月額および退職の日におけるその者の給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
第 3 条 の 2 第 1 項	前条の	第 4 条 第 1 項の規定により読み替えて適用する前条の
第 3 条 の 2 第 1 項 第 1 号	および特定減額前給料月額	ならびに特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額
	前条第 1 項	第 4 条 第 1 項の規定により読み替えて適用する前条第 1 項
第 3 条 の 2 第 1 項 第 2 号	給料月額に、	給料月額および退職の日におけるその者の給料月額に 100 分の 10 を乗じて得た額の合計額に、
第 3 条 の 2 第 1 項 第 2 号	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の

号イ		前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
第3条の2第2項	前項の	第4条第1項の規定により読み替えて適用する前項の
第3条の2第2項第1号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
第3条の2第2項第2号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額および特定減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	および退職の日におけるその者の給料月額	ならびに退職の日におけるその者の給料月額および退職の日におけるその者の給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

第5条中「定年退職日」を「定年に達した日以後における最初の3月31日」に改める。

第5条の2第1項中「点数」の次に「を合計した点数」を加え、「の合計額」を削る。

第5条の3第2項中「第5条の4」を「第5条の5」に改める。

第5条の4を第5条の5とし、第5条の3の次に次の1条を加える。

(管理監督職勤務上限年齢による降任をされた後に退職した者等に係る退職手当の調整額の特例)

第5条の4 地方公務員法第28条の2第1項に規定する他の職への降任をされた後に退職した者の前2条の規定の適用については、次の表の左欄に

掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 5 条 の 2 第 1 項	次条に	第 5 条 の 4 の 規 定 に よ り 読 み 替 え ら れ た 第 5 条 の 3 第 1 項 に
	同じ。)	同じ。)のそれぞれの期間ごとに、当該期間
	その者の調整額期間の	当該期間の
	合計した点数	合計した点数を計算し、多い方の点数に
第 5 条 の 3 第 1 項	として、	として 10 年前までの期間または地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項に規定する他の職への降任をされた日の前日の属する月の末日を起算日として

第 6 条 第 7 項 中 「規 定 は、」 の 次 に 「第 5 条 の 5 第 1 項 また は」 を 加 え る。

第 10 条 第 4 項 中 「、 当 該 退 職 後」 を 「当 該 退 職 後」 に、「」 と す る」 を 「」 と し、 当 該 退 職 の 日 後 に 事 業（そ の 実 施 期 間 が 30 日 未 満 の も の そ の 他 規 則 で 定 め る も の を 除 く。） を 開 始 し た 職 員 そ の 他 こ れ に 準 ず る も の と し て 規 則 で 定 め る 職 員 が 規 則 で 定 め る と ころ に よ り、 任 命 権 者 に そ の 旨 を 申 し 出 た と き は、 当 該 事 業 の 実 施 期 間（ 当 該 実 施 期 間 の 日 数 が 4 年 か ら 第 1 項 お よ び こ の 項 の 規 定 に よ り 算 定 さ れ る 期 間 の 日 数 を 除 い た 日 数 を 超 え る 場 合 に お け る 当 該 超 え る 日 数 を 除 く。） は、 第 1 項 お よ び こ の 項 の 規 定 に よ る 期 間 に 参 入 し な い」 に 改 め、 同 条 第 11 項 第 5 号 中 「第 4 条 第 8 項」 を 「第 4 条 第 9 項」 に 改 め る。

第 12 条 の 4 第 1 項 第 2 号 及 び 第 3 号 中 「再 任 用 職 員 に 対 す る 免 職 処 分」 を 「定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員 に 対 す る 免 職 処 分」 に 改 め る。

第 12 条 の 5 第 1 項 中 「に あ つ て は」 を 「に は」 に 改 め、 同 項 第 2 号 及 び 第 3 号 中 「再 任 用 職 員 に 対 す る 免 職 処 分」 を 「定 年 前 再 任 用 短 時 間 勤 務 職 員

に対する免職処分」に改める。

第12条の6第1項中「にあつては」を「には」に改める。

第12条の7第1項中「。以下この条」を「。以下この項から第6項まで」に改め、「にあつては」を「には」に改め、同条第2項から第4項までの規定中「にあつては」を「には」に改め、同条第5項中「再任用職員に対する免職処分」を「定年前再任用短時間勤務職員に対する免職処分」に、「にあつては」を「には」に改める。

附則第1項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則第2項の前に見出しとして「(経過措置)」を付し、附則に次の見出し及び6項を加える。

(定年の引上げ等に伴う特例等)

- 4 職員の給与に関する条例附則第18項の規定による職員の給料月額の変定(次項および第6項において「給料月額7割措置」という。)は、第3条の2第1項に規定する給料月額の減額改定に該当しないものとする。
- 5 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者のうち、第3条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある者については、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次項または第7項に定める額とする。ただし、規則で定める場合については、この限りでない。
- 6 第3条の2第1項の規則で定める期間中に、同項の理由(給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額されたことがある場合および当該減額をされた日(以下この項において「7割措置減額日」という。)における同項の理由を除く。)によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日(以下この項において「特別特定減額日」という。)の前日におけるその者の給料月額(当該特別特定減額日以後に給料月額の変定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が特別特定減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。)のうち最も多いもの(当該給料月額がこの項に規定する7割措置前給料月額を超えない場合にあつては、当該特別特定減額日が7割措置減額日より後のものに限る。)(以下この項において「特別特定減額前給料月額」という。)が退職の日におけるその者の給料月額よりも多く、かつ、給料月額7割措置によりその者の給料月

額が減額されたことがある場合において、当該7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（当該7割措置減額日以後に給料月額の改定をする条例等が制定された場合にあつては、同項の規則で定める額とする。ただし、その額が7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額を超える場合は、この限りでない。）（以下この項において「7割措置前給料月額」という。）が退職の日におけるその者の給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、次に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額（当該特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日が2以上ある場合は、これらのうち最も遅い日の前日におけるものをいう。以下この項において同じ。）または7割措置前給料月額のいずれか多い額（以下「上位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および上位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) その者が特別特定減額前給料月額または7割措置前給料月額のいずれか少ない額（以下「下位減額前給料月額」という。）に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および下位減額前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が下位減額前給料月額に係る減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間および下位減額前給料月額を基礎として、第3条第1項の規定により計算した場合の退職手当の基本額に対する割合

イ 前号に掲げる額の上位減額前給料月額に対する割合

(3) 退職の日におけるその者の給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条第1項の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職の日におけるその者の給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の下位減額前給料月額に対する割合

7 前項の規定により計算した額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げ

る割合の区分に応じ当該各号に定める額を超える場合は、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をもってその者に対して支給する退職手当の基本額とする。

(1) 43以上 上位減額前給料月額に43を乗じて得た額

(2) 43未満 次のアまたはイに掲げる前項第3号イに掲げる割合の区分に応じ当該アまたはイに定める額

ア 43以上 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額および下位減額前給料月額に43から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 43未満 上位減額前給料月額に前項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、下位減額前給料月額に前項第3号イに掲げる割合から前項第2号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額および退職の日におけるその者の給料月額に43から前項第3号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

8 当分の間、第5条の規定の適用については、同条中「定年に」とあるのは、「定年（国立市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年 月国立市条例第 号）による改正前の国立市職員の定年等に関する条例第3条に規定する定年とする。以下この条において同じ。）に」とする。

9 当分の間、第4条第1項に規定する者に対する附則第5項から第7項までの規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第6項第1号	および上位減額前給料月額	ならびに上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第3条第1項	附則第9項の規定により読み替えて適用する第3条第1項
附則第6項第2号	および下位減額前給料月額	ならびに下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に

		100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第6項第2号ア	および下位減額前給料月額	ならびに下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	第3条第1項	附則第9項の規定により読み替えて適用する第3条第1項
附則第6項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第6項第3号	給料月額に、	給料月額および当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額に、
附則第6項第3号ア	第3条第1項	附則第9項の規定により読み替えて適用する第3条第1項
附則第6項第3号イ	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第7項	前項の	附則第9項の規定により読み替えて適用する前項の
附則第7項第1号	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

附則第7項第2号ア	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
附則第7項第2号イ	上位減額前給料月額	上位減額前給料月額および当該上位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	下位減額前給料月額	下位減額前給料月額および当該下位減額前給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額
	および退職の日におけるその者の給料月額	ならびに退職の日におけるその者の給料月額および当該給料月額に100分の10を乗じて得た額の合計額

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第10条の改正規定及び附則第4項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の第10条第4項の規定は、令和4年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 3 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項の規定又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された職員に対する改正後の第2条第1項の規定の適用については、同条中「採用された者」とあるのは「採用された者及び地方公務員法

の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項又は第6条第1項若しくは第2項の規定により採用された者」とする。

- 4 改正後の第10条第4項の規定は、令和4年7月1日以後に同項の事業を開始した職員その他これに準ずるものとして同項の規則で定める職員に該当するに至った者について適用する。